

第五次蒲郡市総合計画策定支援業務仕様書

1 委託業務名

第五次蒲郡市総合計画策定支援業務

2 計画の概要

(1) 総合計画の期間

2021年度から2030年度までとする。

(2) 総合計画の構成

基本構想及び基本計画による構成とする。

(3) 策定手順

市長から蒲郡市総合計画審議会条例に基づく審議会へ諮問を行い、審議会による検討、審議による答申を行い、議会の承認を経て策定される。

3 委託期間

(1) 策定期間

平成31年度（2019年度）から平成32年度（2020年度）までの2年間
平成32年度（2020年度）12月定例会に議案提出予定

(2) 履行期間

平成31年（2019年）契約日から平成32年（2020年）3月31日まで

4 委託業務の概要

総合計画策定に必要と思われる事項を明記したものであり、業務を限定するものではなく、プロポーザル実施によって、契約を締結した事業者と企画提案された内容により協議のうえ変更する。

策定期間の全委託業務は以下のとおりとし、平成32年度（2020年度）に策定が完了することを踏まえた全工程に基づく内容とすること。

また、2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された国際目標であるSDGs（持続可能な開発目標）を意識した総合計画とする。

(1) 作業計画の策定

ア 本業務にあたり作業内容の整理、市との作業分担及び工程表の策定

(2) 市を取り巻く環境及び現況の調査・分析

ア 社会経済動向の整理と蒲郡市への影響分析

イ 国、県、近隣自治体の計画、民間プロジェクトの資料収集、動向と蒲

郡市への影響分析

ウ 第四次総合計画の検証のため、助言、支援を行う（政策分野ごとの現状分析、課題の整理、とりまとめ）

エ 現行計画の進捗状況の確認

現行計画の施策ごとに達成度を評価するために、各課に向けたシート調査を実施する。シートのフォームの提案や調査結果のとりまとめ等を行うとともに、計画への反映を行う。また、必要に応じて、各課ヒアリングを実施し、計画策定の基礎とする。

オ 蒲郡市の地域特性及び強み、弱みの分析（類似団体との比較）

カ 国や県が示す当市にかかる調査や国勢調査のほか、蒲郡市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンなど当市より提供する資料をもとに、現状と経年変化、将来フレームの調査、分析を行う

（事例）

・人口、世帯数、本市の歴史、土地利用、行財政、産業構造、医療、福祉環境、労働状況、教育、文化、環境、住環境、都市施設、観光資源など

(3) 若者アンケートの実施・分析

ア 配付及び回収方法：委託者が各学校へ配付・回収を行う

イ 対象者：市内中学3年生全員（約800人）

市内高校3年生全員（約800人）

ウ 調査票設計及び印刷：4ページ程度（A4サイズ）

エ 集計、分析

オ その他：封筒は市が負担するものとする

(4) 市民の潜在的なニーズ調査方法の提案・調査分析・運営支援

ア 市民ニーズを十分に把握するための手法の提案（市民ワークショップ、関係団体ヒアリング、オープンハウス等）

※ 平成30年度（2018年度）において18才以上の方を対象にした市民意識調査を実施済みである。

イ ニーズ調査の運営支援

ウ 調査分析及びとりまとめ

(5) 基本構想及び基本計画の策定業務支援

ア 将来人口フレームの推計

蒲郡市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンをもとに総人口、年齢構成比、世帯数、世帯構成等の推移を整理し、目標年次までの将来推計を示した人口フレームを作成する。

イ 基本構想原案の作成

市の現状分析し、市民意識調査などによるニーズに応えた市の将来像を踏まえた基本構想の助言、支援を行う。

ウ 基本計画原案の作成

基本構想原案をもとに、実現に向けた分野別の施策メニューについて検討し、基本計画の原案のとりまとめに対する助言、支援を行う。

(6) 策定組織の運営支援

策定組織における資料の作成、会議録の作成及び会議運営にかかる助言を必要に応じて行う。

ア 総合計画審議会

イ 総合計画策定専門委員会（部長級を想定）

ウ 総合計画策定専門部会（課長級を想定）

エ 別途必要に応じてワーキンググループを設置する

(7) 行政評価及び実施計画等進行管理及び評価に関する提案及び作成支援

(8) 総合計画原稿の提案と作成【平成32年度（2020年度）委託業務】

(9) 総合計画の印刷【平成32年度（2020年度）委託業務】

5 成果物

(1) 基礎調査報告書（A4判5部、電子データ）

ア 市を取り巻く環境及び現況の調査分析に係る報告書

イ 市の将来フレームの調査分析に係る報告書

(2) 若者アンケート報告書（A4判5部、電子データ）

(3) 市民の潜在的なニーズ調査・分析報告書（A4判5部、電子データ）

(4) 基本構想、基本計画に関する提案書（A4判5部、電子データ）

(5) 策定に係る職員支援に関する資料（電子データ）

(6) 実施計画に関する資料（電子データ）

(7) 進行管理に関する資料（電子データ）

(8) 総合計画電子データ【平成32年度（2020年度）委託業務】

(9) 総合計画【平成32年度（2020年度）委託業務】

ア 本書 700冊

表紙：カラー印刷、A4版、片面印刷 再生コート紙

本文：カラー印刷、A4版、約200頁、左無線綴製本、再生上質紙

イ 概要版 6,000冊

カラー印刷、A4版、約8頁、中綴製本、再生コート紙

(10) その他関連、参考となる資料

6 事業費限度額

平成31年度（2019年度）

7,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

なお、平成32年度（2020年度）については同額程度の委託費を想定していますが、議会の議決を要するため確約するものではありません。

7 その他

- (1) 本委託業務仕様書に明示なき事項、また業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- (2) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、適宜、担当課と打合せ等により連絡調整を行わなければならない。
- (3) 本委託業務において、委託費用内で追加の提案がある場合は、企画提案書内に、特記事項記載して提案する。
- (4) 受託者は国、県等との関連計画との整合を図るものとする。
- (5) 業務完了後、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所が発見された時は、担当課が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (6) 成果物に係る著作権は、市に帰属するものとする。
- (7) 成果物に関し、市の同意無く著作権法上の公表権等の権利を行使してはならない。
- (8) 本業務で知り得た全ての情報について、業務終了後においても守秘義務を負うものとする。
- (9) 調査終了後、市が貸与した内部資料等は速やかに返還すること。また当該資料等は、市の承認を得ずに公表、貸与または使用等してはならない。
- (10) 成果内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施行方法、管理方法等を使用した結果生じた一切の責任は、提案者が負うものとする。